

令和2年度 第3回東久留米市立図書館協議会 概要録

日 時 2021(令和3)年1月27日(水) 午前10時～正午

場 所 東久留米市役所701会議室

出 席 (以下敬称略)

図書館協議会委員:安形輝(委員長)、橋本裕美(副委員長)、若澤直樹、菅沼法子、
佐藤尚子、矢部晶代、下田大輔、山本久美子、酒井量基

市:佐藤図書館長

欠 席 高野慎太郎

傍聴者 3名

1. 開会

2. 報告事項

①第2回図書館協議会概要録について

委員長:それでは、ここから公開の協議会となります。

議事に入る前に、傍聴の皆さんにご案内いたします。

協議会の運営に際して、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、傍聴席は一定程度距離を置き、室内も換気を十分に行う中で進めさせていただきますが、マスクの着用や出入りの際の手指の消毒など、ご協力をお願いいたします。なお、傍聴席上にごございます資料については、お入り用の場合には、お持ち帰りいただいて構いません。

また、各委員におかれましては、活発な意見交換を行いつつも、本日は出来る限り、短時間での会議となりますようご協力ください。

はじめに、次第の2、報告事項、1. 第2回議事録案です。各委員より事前にご指摘いただいた点を修正したものを配付しておりますが、さらに修正がなければ承認でよろしいでしょうか。(全員承認)

②図書館職員育成方針(案)について

委員長:では、協議会として承認しましたので、ホームページでの公開をお願いします。

次に、報告事項の2、図書館職員育成方針(案)に移ります。報告事項の「②図書館職員育成方針(案)について」を議題とします。今回は素案原案をご報告いただき、内容を確認のうえ、協議会より意見を申し上げました。その後、協議会の意見に基づき修正を行い、素案として教育委員会、市議会議員に報告したとのことであります。

今回、素案から案を作成したとのことです。図書館長より説明願います。

図書館長:前回の協議会でいただいたご意見を反映して、素案をまとめました。内容は、章立

てを変更したほか、カタカナ用語をわかりやすい表現に見直し、用語解説、図書館職員の育成に関連する規定等も参考資料に追加しました。

また、具体的取組を5つの基本の方針に分類して記載するとともに、基本の方針5点目の説明文中、「外部機関が開催する専門研修の活用も検討するなど、」を「…専門研修を活用するなど、」に修正しています。次に、素案から案の策定においては、方向性等に変更はありません。教育委員会、市議会議員に素案の報告を行った後、全体を確認のうえ、より分かりやすい説明となるよう見直ししました。

委員長:ありがとうございました。

図書館協議会の意見を反映して構成から修正のうえ、素案を策定したとのこと。また、素案から案を策定する過程では、大きな変更はないとのことであり。方向性や内容は協議会として了解しておりますが、今後の活用等に向けて意見交換を行うことで、支援していければと思います。ご質問やご意見はありますか。

委員:11ページの④図書館専門員(会計年度任用職員)ですが、これまでの嘱託職員から制度が変わり、公募を伴わない再度任用は4度までが全国的と思いますが、東久留米市も同様でしょうか。再度任用は4度までとなると、それで専門性が養われるのかという懸念があります。出来るだけ専門的知識が豊富な専門員が多く雇用され、市職員とともに実務を行い、また、指定管理者の職員も共に実績を重ねることで、それぞれに実力がつくのではと思います。

また、12P(ウ)の「専門性向上への取り組み」ですが、図書館専門員だけの取り組みのように見受けられる点が気になりました。

図書館長:会計年度任用職員は、公募によらない再度任用は4度までとしていますが、その後、公募による選考を経て任用することは可能です。ただし、選考結果によるものであり、市立図書館として専門性を維持していくためには、個の力に頼るのではなく、今後、私たちも勉強し続けていかなければと思っております。

また、職員の専門性向上に向けた取り組みについては、5つの基本の方針に基づいた育成に向けて、6ページで「育成に向けた具体的取り組み」として示しております。その上で、会計年度任用職員についても専門性向上にむけて同等に取り組んでいくという意味で、あえて別に記載いたしました。

委員長:その意図であれば、(ウ)「専門性向上への取り組み」は、6ページ「育成に向けた具体的取り組み」に準ずるとして、具体的な項目を重複しないようにまとめた方が分かりやすいと思います。

図書館長:ご指摘の通り、書きぶりを見直したいと思います。

委員長:会計年度任用職員の任用に関してですが、再度任用を4度終えた後は、次に任用するまで、一期以上、期間を空けなければならないのでしょうか。

図書館長:公募によらない再度任用は4度までですが、その後、翌年度からの募集に対して、公募による選考に合格した場合は、期間が空かずに任用ということはありません。

委員:会計年度任用職員は、定期昇給はないのでしょうか。

図書館長:既定の報酬となりますので、定期昇給は無い形となります。

委員:11Pの④(ア)図書館専門員の任用の説明ですが、1つ目の「業務に必要な要件を付して、原則公募する」と、4つ目の「選考により、すでに能力を有する者を任用する」の項目は、1つにまとめた方が分かりやすいと思います。(イ)図書館専門員の役割に記載の「司書資格が必須」という説明も、(ア)図書館専門員の任用で説明した方が相応しいと思います。

また、選書やハンディキャップサービス、地域資料・行政資料など、業務ごとに必要な知識、能力をまとめていますが、「業務に関する知識」などはすべてに共通する項目なので、それぞれに記載するよりも、全てに必要な知識としてまとめてよいと思います。

図書館長:ありがとうございます。ご意見を参考に、書きぶりを整理したいと思います。

委員:都立図書館などでは、地域資料担当、ハンディキャップサービス担当など、専門分野別に職員を募集しておりますが、本市はいかがですか。

また、図書館専門員は何人になる予定ですか。

図書館長:本市では、分野別に募集は行っておりません。図書館専門員として、様々な知識を共有していただきたいと考えており、市が担う図書館サービス全般に携わっていただく予定で検討しています。

人数については、現在選考中ですのであくまでも予定となりますが、今後の東久留米市立図書館の運営方針に基づき、124時間/月を1人工として7人以内とする予定です。全員が124時間勤務で7人なのか、62時間以内の勤務であれば、2名で1人分となりますが、そのような勤務の方も必要であるか、運営体制の構築について調整中です。

委員:4ページ冒頭の説明と、13ページIV「東久留米市職員人材育成基本方針」5段落目の説明がほぼ同じ表記なので、書きぶりを変えるなど整理した方がシンプルで良いと思います。また、最後の用語解説が五十音順ですが、本文中に解説を付したり、別にまとめる場合には、用語が出てきた順で記載し、本文中にも、解説がある用語には印をつけるなどした方が、わかりやすいと思います。

図書館長:説明、用語解説とも、書きぶりを見直したいと思います。

③令和3年度からの市立図書館指定管理者について

委員長:それでは、方向性としては了解し、指摘のあった個所を整理していただければと思います。

続いて、「③令和3年度からの市立図書館指定管理者について」に移ります。前回は指定管理者の選定経過をご報告いただきましたが、先の市議会定例会で、新年度からの指定管理者が議決したとのことです。詳細はまだこれからだと思いますが、図

書館長より報告願います。

図書館長: 前回の協議会で指定管理者選定の経過を報告しましたが、令和2年第4回市議会定例会にて、優先交渉権者である「TRC・野村不動産パートナーズグループ」を指定管理者とすることについて議決しましたので、報告いたします。

TRC・野村不動産パートナーズグループは、株式会社図書館流通センターを代表団体とし、野村不動産パートナーズ株式会社が構成団体となっております。指定管理の対象とする公の施設は、東久留米市立中央図書館、滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の市立図書館全4館、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

なお、市議会では、選定の過程を公開すべきという意見、指定管理者制度活用方針を見直すべきという意見、結果的に応募が1社だったことに関して、競争性に対する見解、1社応募でよりよい提案を受けられたのか、応募団体からの事業提案について、応募団体の危機管理意識や、それに対する評価等についてご質問がございました。また、施設管理について、生涯学習センターと同じ事業者になったことのメリット、市が監理監督する上での職員体制について、図書館職員育成方針に関する質疑を行い、賛成多数で可決されました。

今後ですが、現在、基本協定締結に向けて定期的に協議を進めております。また、2月から3月にかけて、指定管理者との引き継ぎを行っていくほか、令和3年度の事業計画等の確定に向けて協議してまいります。

委員: 事業者説明会には6社参加したとのことでしたが、結果として1社の応募だったことについて、応募しなかった事業者の辞退理由が分かれば、教えてください

図書館長: 事業者説明会后、参加表明に至らなかった1者より、非常に魅力的ではあるが、現在、受託している複数の自治体で同時に公募がなされており、受託者としての責任を全うするため、残念ではあるが公募は辞退する旨をご連絡いただきました。

その他の事業者の明確な理由は知りえないところですが、ご連絡いただいた事業者からはそのような理由をいただいております。

委員長: 次回以降の選定に向けて、業務仕様書をより精査し、事業者が提案しやすく、競争の中でより良い運営にしていけるよう、検討していただければと思います。

委員: 学校図書館の運営は、今後はどのようになりますか。

図書館長: 市立図書館としての学校図書館支援については、今後も学校図書館運営指針に基づき行いますが、児童サービスの一環となりますので、指定管理者が直接的な支援をしてまいります。学校図書館司書については、学校図書館法に基づき設置されており、教育部指導室の所管となりますが、業務委託を行っており、現在の委託先は図書館流通センターとなります。令和3年度以降の委託先につきましては、令和3年度当初予算が議決後、決定しましたらご報告させていただきます。

④その他(中央図書館リニューアル開館準備に伴う臨時窓口の閉鎖について)

委員 長:これから指定管理者との引き継ぎや新年度事業の協議等も進んでいくことと思われませんが、よりよい図書館となるよう、図書館協議会としても新たな運営を見守りつつ、支援していきたいと思っておりますので、今後も報告をお願いいたします。

次に、報告事項「④その他」として、中央図書館リニューアル開館準備に伴う臨時窓口の閉鎖について、報告があるとのことですので。

図書館長:中央図書館大規模改修工事による長期休館に伴い、令和2年7月より、市役所本庁舎7階に臨時窓口を開設していますが、2月上旬で内装工事終了(見込)により、中央図書館リニューアル開館に向けた準備に入るため、令和3年2月8日(月)午後5時をもって閉鎖いたします。なお、地区館(滝山・ひばりが丘・東部図書館)は通常どおり開館しております。また、現在は市役所6階、7階に事務室を設置していますが、2月15日(月)より、中央図書館内に事務室を移転します。電話番号はこれまでと変わりありません。事務室移転でご不便おかけするかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。

3. 協議事項

①図書館におけるデジタルデバイド(情報格差)縮小のための方策について

委員 長:次に、次第の「3. 協議事項」「①図書館におけるデジタルデバイド(情報格差)縮小のための方策について」を議題とします。本件については、前回の協議会で委員より提案があり、協議会として協議事項としていくことになりました。

前回に引き続き、本件について議論してまいります。前回の協議内容を事務局でまとめておりますので、図書館長より説明願います。

図書館長:前回は主に、市立図書館各館の Wi-Fi 環境の増強や周知について、タブレット端末の活用に関する提案が多くありました。これを踏まえたご意見や Wi-Fi 環境整備以外のご提案など、引き続き、協議いただければ幸いです。

なお、前回、ご質問いただきました、生涯学習センターの Wi-Fi 環境ですが、Wi-Fi 設置工事が終了し、今後、利用者への案内を予定しているとのことでございます。

委員 員:前回の意見による図書館への提案・要望内容の⑤にあります。Wi-Fi やタブレット端末等の環境を整備した際、図書館内が密にならない安全対策は、こういったことができるのかと考えるところです。例えば、予約制にするなどの方法は考えられますか。

図書館長:現在も Wi-Fi の利用を希望される方には、カウンターで申請いただき、パスワードをお渡ししておりますので、一定程度、そこで密にならないよう整理できると思います。

委員 長:Wi-Fi 利用に限らず、やはり、ソーシャルディスタンスを保つなど、図書館においてもいろいろな施設で行っている一般的な対策を取るべきかと思っております。

委員 員:市役所本庁舎では、カウンターに飛沫防止用のビニールシートやアクリル板の設置

などしていますが、あのような工夫は各館で行っているのでしょうか。

図書館長:庁舎管理している管財課や、各課において備品や消耗品を購入し、窓口をビニールで覆ったり、パーテーションで分けするなど工夫しています。図書館は、利用者が大きな声で話す機会もなく、マスク着用等を徹底していれば、飛沫による感染リスクは他施設より少ないとは思いますが、それでも感染防止に向けた対策はしなければと思います。なお、コロナ対策のための消耗品購入など、必要な予算要求は行っております。

委員:感染防止に向けて様々な対策を取っていただいていると思いますが、特に、本の消毒等に関して、他市の例では除菌機を設置している図書館も見受けられます。その効果や本への影響だけでなく、そこまでコストをかけなくてもできる方法はあるのではと思います。

委員長:消毒器に関しては西東京市などで設置している例がありますが、コスト面だけでなく、紫外線を照射して除菌するため、資料保存の観点からはあまり好ましくないようなところがあり、また、本を介した感染というのはどのくらいあるのかというデータもない中で、どこまでこれを利用するのか、判断が難しいところもあります。現在、市で行っている対策について、いかがでしょうか。

図書館長:日本図書館協会では、手指消毒が最大の予防として推奨しています。一般に紙媒体で24時間・金属類では72時間の放置で菌が消滅するといわれており、現在、これを地区館でも取り組んでいます。予約本の受け渡しでは、さらに職員が本を拭き取り、お渡しするなどしています。

なお、書籍除菌機は、大腸菌やインフルエンザウイルス等へのエビデンスは示されておりますが、新型コロナウイルスへのエビデンスはまだ明らかでなく、また、紫外線照射がどの程度の強さであるかも示されていない面もある一方、機器性能も向上していくことと思いますので、先駆的に導入した他市の実績、事情やメーカーの公表データ等にも注視しながら、引き続き研究、検討していきたいと思います。

委員:市立図書館各館のWi-Fi環境の増強ということですが、中央図書館のWi-Fi環境は現在、どのような状況ですか。また、子供たちの学習環境の整備として、中央図書館の学習室などはどのようになる予定ですか。

図書館長:中央図書館では現在もWi-Fiを利用いただけますが、大規模改修後はWi-Fi機器を天井設置することで、広範に電波が入るようになる予定です。また、Wi-Fiは開架室、多目的室で利用できるようにしていきます。次に、学習室ですが、現在と同様、2階の多目的室を、図書館事業を行わないときは学習室として開放します。各地区館については、地域センターにWi-Fiはありますが、図書館内の全域には届きにくい状況です。指定管理者からはICTの活用について提案いただいておりますので、今後、具体的なことを協議する中で、Wi-Fi環境等の強化も行えればと思います。これからは非来館型サービスの充実も求められるので、先々に向けた検討

を行ってまいりたいと思います。なお、地区館における学習環境の充実としては、滝山図書館に多目的室を設置しました。新型コロナウイルスの状況にもよりますが、新年度以降、学習スペースとしても活用していく方針です。

委員 長: デジタルデバイドは大きな話題であり、中央図書館が開館した後で検討した方がよい課題もあろうかと思えます。それも踏まえ、本件は次回も継続協議ということでもよろしいですか。

図書館長: デジタルデバイドの縮小は図書館の重要な役割でありますので、Wi-Fi の増強等で完結することなく、現下の社会状況を鑑みても、引き続き、様々なご意見、ご提案をいただければ幸いです。また、いただいたご意見は指定管理者にも情報共有し、市立図書館としての運用に繋げていきたいと思えます。

4. その他

委員 長: Wi-Fi に限らず、次回の協議会の頃には、社会情勢もまた動いていると思えますので、その状況も踏まえながら、引き続き、協議会として検討していきたいと思えます。最後に、次第の「4 その他」に移りますが、本日で今年度の図書館協議会は終了となります。委員の任期は2年間ですので、各校長先生の異動等が無ければ、この顔ぶれで、新年度も協議会を進めていくこととなります。新年度第1回の開催時期等について、現時点での事務局のお考えはいかがでしょうか。

図書館長: 例年、年3回の開催となり、第1回は5月中～下旬頃に実施しております。また新年度が近づきましたら、日程調整の連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員 長: 以上で第3回図書館協議会を終了します。